

○育児休暇

・概要

- (1) 生後満1年6月に達しない子への授乳その他の世話のために必要な時間を保障することを趣旨としており、女性職員、男性職員とも取得できる。なお、労働基準法第67条に規定する育児時間も含まれる。
- (2) 休暇の時間は1日2回各45分以内とし、育児の実態から適当と認められる場合は、1日2回を連続して一度に取得することもできる。ただし、半日勤務の場合は1日1回45分以内となる。
- (3) 男性職員が取得できる時間は、1日について1時間30分からその配偶者が取得する育児休暇の時間を減じた時間の範囲内となる。
なお、その配偶者が職員（常勤講師、再任用を含む県費負担教職員）でない場合であっても、その配偶者が取得する労基法第66条の規定による育児時間又は他の法律、条例等に基づく育児時間に相当するものを同様に減じる。
- (4) 男性職員が取得できる回数は、1日について2回からその配偶者が取得する育児休暇の回数を減じた回数の範囲内となる。
なお、その配偶者が職員でない場合の扱いは、(3)と同様に減じるが、その配偶者が1日2回を連続して一度に取得した場合は、男性職員が取得できる回数は1日について1回とし、取得できる時間の範囲内となる。
- (5) 男性職員が育児休暇を取得しようとする時間において、その配偶者が次のいずれかに該当する場合は、その男性職員の育児休暇を承認することはできない。
 - ① 産前又は産後の休暇中であり、当該子を育てることができる場合。
 - ② 育児休業、部分休業、育児休暇（労基法等に基づく育児時間を含む）中であって、当該子を育てることができる場合。
 - ③ ①又は②の場合のほか、男性職員が育児休暇を取得しようとする時間に配偶者が当該子を育てることができる場合。

・関係法令等

- (1) 労働基準法 第67条
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第14条、第16条
- (3) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第13条第7号・第8号、第19条第3項
- (4) 福島県教育庁等に勤務する職員の休暇等に関する取扱要領 第4の8

・事務処理

時期	処 理 内 容
申 出	職員は、校長に下記書類を事前に提出する 女性職員…育児休暇届 男性職員…育児休暇願 ※ 校長の場合は、市町村教育長に提出する
承 認	校長は、休暇の時間や育児状況などを確認し、承認する
(変更・取消)	すでに承認された内容を変更又は取消したい場合は、その都度「育児休暇届(育児休暇願)」により届け出る
(途中終了)	期間の途中において育児休暇を必要としなくなった場合は、すみやかに「育児休暇終了届」を提出する
処 理	出勤簿等、関係書類の記載整理をする
保 管	関係綴りに保管する

・留意事項

- (1) 育児休暇は、所定の休憩時間のほかに与えられる。
- (2) 「生後1年6月に達しない」とは、当該子の誕生日の1年6月後の前日までの期間をいう。
- (3) 「子」とは、実子・養子を問わない。
- (4) 「配偶者」とは、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- (5) 休暇時間には、例えば授乳等のために子のところまで行く場合に要する往復の時間も含む。